

## 【 一般定期健康診断 】

### ■ 特定業務従事者に対する健康診断(労働安全衛生規則第 45 条)

#### 特定業務一覧（労働安全衛生規則第 13 条第項 2 号に掲げる業務）

イ	高熱業務
ロ	寒冷業務
ハ	有害放射線業務
ニ	粉塵業務
ホ	異常気圧業務
ヘ	振動業務
ト	重量取扱業務
チ	騒音業務
リ	坑内業務
ヌ	深夜業を含む業務
ル	有害取扱業務水銀・砒素・黄りん・弗化水素酸・塩酸・硝酸・硫酸・青酸・カ性アルカリ・石炭酸そのほかこれらに準ずるもの
ヲ	有害ガス・蒸気・粉塵接触業務鉛・水銀・クロム・砒素・黄りん・弗化水素・塩素・塩酸・硝酸亜硫酸・硫酸・一酸化炭素・二酸化炭素 青酸・ベンゼン・アニリンその他これらに準ずるもの
ワ	病原体汚染業務
カ	その他労働大臣が定める業務

- 上記に示した深夜業などの特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務の配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的 に、一般の定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければいけません。ただし、胸部レントゲン検査及び喀痰検査については、1年以内毎に1回定期的に行えば足りることとされています。
- 医師が必要でないと認める場合省略できる項目
  - 省略基準などについても一般の定期健康診断の場合と同じですが、更に次の省略が認められています。
  - 貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査については、前回（6月以内）その検査項目について健康診断を受けたもの
- 記録保存：5年（医師の意見も記入）
- 報告義務：有（50人以上の事業所のみ・様式第6号）